

立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 25 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗原 寛

理由

立川市立学校の学校給食費に関する条例（令和 4 年立川市条例第 18 号）の改正に伴い、学校給食費の無償化に係る規定を変更するため。また、学校給食費の額に係る規定を変更するため。

立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則（令和4年立川市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(学校給食費の額)</p> <p>第4条 学校給食費の1食あたりの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校第1学年及び第2学年の児童 <u>271円</u></p> <p>(2) 小学校第3学年及び第4学年の児童 <u>288円</u></p> <p>(3) 小学校第5学年及び第6学年の児童 <u>306円</u></p> <p>(4) 中学校の生徒 <u>354円</u></p> <p>(5) 小学校の給食を喫食する教職員等 <u>306円</u></p> <p>(6) 中学校の給食を喫食する教職員等 <u>354円</u></p> <p>2 条例第5条に規定する学校給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>保護者のうち、条例第6条本文及び附則第4項本文の規定により学校給食費を徴収しないこととされた保護者以外の保護者（以下「納付保護者」という。）</u>及び定期喫食者から徴収する学校給食費の額 月額とし、各月ごとに、前項各号に掲げる区分に応じ、当該</p>	<p>(学校給食費の額)</p> <p>第4条 学校給食費の1食あたりの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校第1学年及び第2学年の児童 <u>243円</u></p> <p>(2) 小学校第3学年及び第4学年の児童 <u>257円</u></p> <p>(3) 小学校第5学年及び第6学年の児童 <u>272円</u></p> <p>(4) 中学校の生徒 <u>328円</u></p> <p>(5) 小学校の給食を喫食する教職員等 <u>272円</u></p> <p>(6) 中学校の給食を喫食する教職員等 <u>328円</u></p> <p>2 条例第5条に規定する学校給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>保護者</u>及び定期喫食者から徴収する学校給食費の額 月額とし、各月ごとに、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める1食あたりの額に、その月の学校給食実施予定日数を乗じて得た額とする。</p>

各号に定める1食あたりの額に、その月の学校給食実施予定日数を乗じて得た額とする。

(2) ……略……

(学校給食費の不徴収の例外)

第4条の2 条例第6条の規則で定める学校給食費に関する給付は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助のうち学校給食費に関する給付

(2) 立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則（平成22年立川市教育委員会規則第2号。以下「就学奨励費規則」という。）別表の認定者Ⅰ又は認定者Ⅱの項に掲げる学校給食費に関する給付

(3) 前2号に掲げるもののほか、その他市長が適当と認める学校給食費に関する給付

2 前項第2号の定めにかかわらず、就学奨励費規則別表の認定者Ⅱの項に掲げる学校給食費に関する給付を受ける保護者については、当該給付の100分の50に相当する額につき、学校給食費を徴収しないものとする。

(学校給食費の決定等の通知)

第5条 市長は、学校給食費の額を決定し、又は変更したときは、その額を保護者及び教職員等に書面により通知するものとする。ただし、

(2) ……略……

(学校給食費の決定等の通知)

第5条 市長は、学校給食費の額を決定し、又は変更したときは、その額を保護者及び教職員等に書面により通知するものとする。

当該書面のうち保護者に係るものについては、通知を省略することができる。

(学校給食費の減免)

第6条 市長は、納付保護者及び教職員等から徴収する学校給食費について、条例第7条の規定により、別表第1の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を減額し、又は免除（以下「減免」という。）することができる。この場合において、当該減免に係る部分について既に学校給食費が納付されているときは、これを返還するものとする。

2 別表第1の5の項に掲げる場合に係る学校給食費の減免を受けようとする納付保護者又は教職員等は、アレルギー等による牛乳類代金減免申出書（第1号様式）を学校長に提出するものとする。

(学校給食費の納期限)

第7条 条例第8条に規定する納期限のうち、納付保護者及び定期喫食者が納める学校給食費に係るものは、別表第2のとおりとする。ただし、市長は、これにより難いと認めるときは、別に納期限を定めることができる。

2 ……略……

(学校給食費の納付方法)

第8条 定期喫食者は、学校給食費を口座振替の方法により納付するも

(学校給食費の減免)

第6条 市長は、保護者及び教職員等から徴収する学校給食費について、条例第6条の規定により、別表第1の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を減額し、又は免除（以下「減免」という。）することができる。この場合において、当該減免に係る部分について既に学校給食費が納付されているときは、これを返還するものとする。

2 別表第1の5の項に掲げる場合に係る学校給食費の減免を受けようとする保護者又は教職員等は、アレルギー等による牛乳類代金減免申出書（第1号様式）を学校長に提出するものとする。

(学校給食費の納期限)

第7条 条例第7条に規定する納期限のうち、保護者及び定期喫食者が納める学校給食費に係るものは、別表第2のとおりとする。ただし、市長は、これにより難いと認めるときは、別に納期限を定めることができる。

2 ……略……

(学校給食費の納付方法)

第8条 保護者及び定期喫食者は、学校給食費を口座振替の方法により

のとする。ただし、これにより難い場合については、市長が別に定める方法により納付することができる。

2 ……略……

3 納付保護者に係る学校給食費は、第4条の2第1項各号に掲げる学校給食費に関する給付をもって充てるものとする。

(遅延損害金の額及び算定方法)

第9条 条例第9条第2項の規定により算定する遅延損害金の額は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該学校給食費の額に当該納期限の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条第1項に規定する法定利率の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

2～5 ……略……

(遅延損害金の減免)

第10条 条例第9条第3項の規定による遅延損害金を減免することができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ……略……

(2) 生活保護法の規定による保護を受けている者に、同法第13条の規定による教育扶助等を受けていない期間の未納の学校給食費があるとき。

(3)及び(4) ……略……

納付するものとする。ただし、これにより難い場合については、市長が別に定める方法により納付することができる。

2 ……略……

(遅延損害金の額及び算定方法)

第9条 条例第8条第2項の規定により算定する遅延損害金の額は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該学校給食費の額に当該納期限の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条第1項に規定する法定利率の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

2～5 ……略……

(遅延損害金の減免)

第10条 条例第8条第3項の規定による遅延損害金を減免することができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ……略……

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者に、同法第13条の規定による教育扶助等を受けていない期間の未納の学校給食費があるとき。

(3)及び(4) ……略……

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。